

農業委員会からのお知らせ

平成22年度農地パトロールを実施しました

毎年8月は、県下一斉の農業委員会による「農地パトロール」実施月間です。

養父市農業委員会では8月31日に、全委員による農地パトロールを実施しました。

今年度は、

- ① 無断転用農地の是正指導の徹底と再発防止
- ② 農振農用地区域内の耕作放棄地の解消

を重点課題として取り組みました。

耕作放棄地解消については、農地法改正に伴う農業委員会の業務の一環とし、農地パトロールを含む年間活動として耕作放棄地全体調査を実施しています。

この作業では、耕作放棄地を解消されたことの確認も行っています。



農業委員による農地パトロール



耕作放棄地の調査



大屋堆肥センターを視察

また、山林・原野化した農地においては、その周囲等の条件を勘案し、農業委員3人以上による現地確認と農業委員会総会において「非農地」の決定も行っています。

なお、この「非農地」の通知を受けられた方は、通知書を法務局へ持参し地目変更申請をされますと、地目が現況のものになります。また、その農地を復元されます場合はその旨を地区担当農業委員等へお申し出ください。

農業者年金への加入のお知らせ

65歳以上の夫婦2人が1カ月生活するために必要なお金は約280,000円(平成20年総務省家計調査)必要とされていますが、国民年金は夫婦2人で月額132,000円の支給に留まっています。

その差額を少しでもうめるための1つが農業者を対象にした「農業者年金」です。

農業者年金は、国民年金に加入している農業者のための公的な積立年金です。

農業者年金は、

- 終身年金ですので、80歳までの保証があります。
- 公的年金なので、税制上の優遇措置があります。
- 保険料は、月額20,000円～67,000円まで選べます。
- 認定農業者には、保険料の国庫補助があります。

加入条件

次の条件に該当する方ならどなたでも加入できます。

- ① 国民年金番号の第1号被保険者である
- ② 年間60日以上農業に従事している
- ③ 60歳未満の方

※詳しい内容のパンフレット等を希望される方は、養父市農業委員会までご連絡ください。



【お問い合わせ】

地区担当委員または農業委員会事務局 (☎664-1450)